

【 連帯保証人になられる方への注意事項 】

- 連帯保証人は、民法第452条に規定する「**催告の抗弁**」が主張できない（注①）こと及び民法第453条に規定する「**検索の抗弁**」が主張できない（注②）こと及び民法第456条に規定する「**分別の利益**」がない（注③）ことが、通常の保証人とは異なる事にご注意下さい。

注① … 「**催告の抗弁**」とは、債権者からの請求に対して、主債務者へ催告すべきであるとの主張ができる権利をいいます。連帯保証人は、債権者からの請求に対して、当該主張をする権利がありません。

注② … 「**検索の抗弁**」とは、債権者からの請求に対して、主債務者の資力及び執行が容易であることを立証して、主債務者の財産に執行すべきであると主張できる権利をいいます。連帯保証人は、債務者からの請求に対して、当該主張をする権利がありません。

注③ … 「**分別の利益**」とは、保証人が複数存在する場合には、各保証人は、主債務を平等に分割した限度でのみ責任を負うことをいいます。連帯保証人にはこれが認められていませんので、主債務全額について責任を負うことになります。

- 連帯保証人は、債務者の返済が滞った場合、その保証の範囲内の額を支払わなければなりません。
- 連帯保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行等により、財産を差し押さえられるおそれがあります。

上記に関するお問い合わせ窓口は下記の通りです。

株式会社九州リースサービス ファイナンス営業部

TEL:092-431-2530

FAX:092-452-0044